

龜山市告示第 1 2 0 号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、龜山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 3 0 年 7 月 2 5 日

龜山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 7 0 5
- 3 路線名 東御幸鹿島線
- 4 供用開始の区間
  - ( 1 ) 起点 本町一丁目 2 7 0 番 3 地先
  - ( 2 ) 終点 本町一丁目 6 7 番 5 地内
- 5 供用開始の期日 平成 3 0 年 7 月 2 5 日